

三世代同居等住宅取得等支援補助金チェック表

当該補助を受けようとする方は以下の全ての条件に当てはまる必要があります。

親・子・孫の世帯構成で、同居又は近居	<input type="checkbox"/>
当初の工事請負契約又は売買契約を締結する前（第8条）	<input type="checkbox"/>
対象経費の額が100万円以上（第7条）	<input type="checkbox"/>
居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上（第5条）	<input type="checkbox"/>
補助対象者（同居の場合は親又は子、近居の場合は子）の名義で所有権保存登記又は所有権移転登記がされ、かつ補助対象者及び配偶者の所有権割合の合計が1/2以上（第5条）	<input type="checkbox"/>
孫にあたる人は中学生（15歳）以下（第2条）	<input type="checkbox"/>
市が賦課徴収を行う税金を滞納していない（第4条）	<input type="checkbox"/>
認定を受けた翌年度の末日までに支払い及び交付申請ができる（第3条、第13条）	<input type="checkbox"/>
【近居の場合】 親家族と同一又は隣接小学校区内で、かつ子家族の住所変更がある（第2条、第3条）	(<input type="checkbox"/>)
【同居の増築・改築の場合】 増改築に係る床面積の合計が10㎡を超えている（第3条）	(<input type="checkbox"/>)
【同居のリフォームの場合】 調理室、浴室、便所及び玄関のうち1種類以上の増設もしくは改修、又は間仕切壁の設置もしくは撤去を行う工事で、かつ子家族又は親家族の住所変更がある（第2条、第3条）	(<input type="checkbox"/>)

【申請の流れ】

認定申請（必ず契約の1週間以前に申請してください。）

- * 三世代同居等住宅取得等支援補助金補助対象事業認定申請書（様式第1号）
 - 1 三世代同居等関係確認書（様式第2号）
 - 2 補助対象住宅の所在地（予定地を含む。）が確認できる書類（住宅地図等）
 - 3 補助対象住宅の延べ面積（増築又は改築をする場合にあってはこれらに係る部分の床面積、併用住宅にあっては三世代同居等に係る居住の用に供する部分の床面積を含む。）が確認できる書類
 - 4 補助対象経費の額が確認できる見積書等の写し
 - 5 戸籍謄本等三世代の関係が確認できる書類
 - 6 （孫が胎児の場合）母子健康手帳の写し
 - 7 補助対象住宅の平面図（併用住宅の場合は、居住の用に供する部分を明示すること。3の書類に平面図の記載があり兼用できる場合は、省略可）

補助金認定通知

契約・着工（補助金認定通知前の契約・着工は不可）

建物完成

交付申請兼実績報告（必ず補助対象住宅に係る支払を完了した日の属する年度の末日までに提出してください。）

- * 三世代同居等住宅取得等支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第9号）
 - 1 同居又は近居を開始したことが確認できる子家族及び親家族の住民票の写し（マイナンバーの記載を省略したもの）
 - 2 補助対象住宅の登記事項証明書
 - 3 補助対象住宅の写真（増築、改築又はリフォームを行った場合にあっては、当該箇所の工事実施前後の写真）
 - 4 工事請負契約書又は売買契約書の写し（補助対象住宅の平面図を含む。）
 - 5 補助対象経費の支払が確認できる領収書の写し又はこれに類するもの
 - * 補助金を受け取る口座情報のわかるもの（請求書の記入の際に必要なになります。）